

記者発表資料 2枚

令和元年6月24日  
福島県土木部建築住宅課

## 第36回福島県建築文化賞の作品を募集します。

地域の周辺環境に調和し、景観上優れている建築物等を表彰する第36回福島県建築文化賞の作品を下記により募集します。

◆募集期間 令和元年7月1日(月)～7月31日(水)

◆募集対象 県内の次の建築物(群)が対象です。

- ① 一戸建て専用住宅を除く建築物
  - ② 一定の計画のもとに整備・再開発された一連のまちなみを形成する建築物群
- ※平成25年4月1日から平成30年3月31日までに竣工したものに限りです。  
※規模の大小は問いません。

◆応募方法

応募(推薦)用紙に必要事項を記入し、建築物等の写真及び図面を添えて、県内各建設事務所へ郵送又は持参してください。募集要領は下記からダウンロードできます。

**URL** <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065a/>

◆表彰

建築文化賞(1点)、準賞(1点)、優秀賞(若干)、特別部門賞(若干)、復興賞(若干)を決定し、受賞建築物等の建築主、設計者、施工者には、賞状及び副賞が贈られます。

◆審査委員(順不同)

長澤悟(東洋大学名誉教授)、渡部和生(建築家・日本大学工学部特任教授)、手塚由比(建築家)、早川博明(福島県立美術館長)、岡部明子(東京大学大学院教授)、木下庸子(建築家・工学院大学教授)、矢森真人((株)福島民報社代表取締役副社長)

●主催 福島県、(株)福島民報社、(一社)福島県建設業協会、(公社)福島県建築士会

●協賛 (一社)福島県建築士事務所協会、福島県建築設計協同組合、(一社)福島県空調衛生工事業協会、(一社)福島県電設業協会、(一財)ふくしま建築住宅センター、(公社)日本建築家協会福島地域会

●後援 福島県市長会、福島県町村会

### 【問い合わせ先】

福島県土木部建築住宅課 TEL024-521-7520 内線 3668  
副課長兼専門建築技師 大和田 光将(オウガ ミツマサ) FAX024-521-7955

第36回 うるおいとやすらぎの美しいまちづくりを求めて

# 福島県建築文化賞

募集期間 令和元年7月1日～7月31日



◆第35回建築文化賞 矢吹町宮中町第二災害公営住宅……矢吹町  
撮影：浅川 敏

## 募集対象

福島県内に建築(増築、改築も含みます。)及び改修・修復された建築物並びに一定の計画のもとに整備、再開発された商店街など一連のまちなみを形成する建築物群(注1)(以下「建築物等(注2)」といいます。)で、次の要件に該当するものとし、規模の大小は問いません。

ただし、国指定の重要文化財及びこれに類するもの並びに一戸建て専用住宅(注3)及び福島県発注の応急仮設住宅は除きます。

**要件1** 平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に竣工し、かつ受付の時点で満1年以上使用されているもの。再応募作品も対象とします。(過去の本賞入賞作品は除く)

**要件2** 一定の計画のもとに整備された建築物群については、最後に完成した建築物が上記の要件に該当すれば、その建築物群全体を対象とします。ただし、建築物群の中に過去の本賞入賞作品が含まれる場合は、その作品は除きます。

注1 建築物群には、住宅団地なども含まれます。

注2 建築物等には、併せて整備された広場、街路、その他工作物なども含まれます。

注3 一戸建て専用住宅には、併用住宅のうち住宅部分の延べ面積が過半のものを含みます。

## 賞与

福島県建築文化賞(1点)、準賞(1点)、優秀賞(若干)、特別部門賞(若干)復興賞(若干)



◆第35回建築文化賞 準賞 矢祭町立矢祭小学校……矢祭町  
撮影：堀内広治

## 募集要領・応募用紙

県庁建築住宅課ホームページからダウンロードしてください。  
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065a/>

福島県建築文化賞

検索

※最寄りの県建設事務所・県庁建築住宅課でも配付しています。

## 問い合わせ先・提出先

〒960-8670 福島市杉妻町2-16 (県庁内)  
福島県土木部建築住宅課(事務局) TEL (024) 521-7520 (直通)  
又は最寄りの建設事務所 建築住宅課

- 主催／◆福島県 ◆(株)福島民報社 ◆(一社)福島県建設業協会 ◆(公社)福島県建築士会
- 協賛／(一社)福島県建築士事務所協会・福島県建築設計協同組合・(一社)福島県空調衛生工事業協会・(一社)福島県電設業協会・(一財)ふくしま建築住宅センター・(公社)日本建築家協会福島地域会
- 後援／福島県市長会・福島県町村会



Future From Fukushima.

